

令和4年第10回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和4年10月27日(木)

午後 2時00分閉会

2 場 所 人権センター 2階 音楽室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 竹下委員, 西川委員, 有田委員,  
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本参事,  
大橋教育指導担当課長, 山口総務学事課教育総務係長,  
中川事業調整監, 木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第33号 竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について

報告・協議 広島県公立学校教職員人事異動方針について

○高田教育長 ただいまから、令和4年第10回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。はじめに、議案第33号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第33号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」でございます。議案書4ページをご覧ください。竹原市特別支援教育相談委員会規則第3条により現在、委員を委嘱しているところでありますが、10月1日付けの人事異動に伴い後任委員を委嘱することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。新旧の表をご覧ください。これまで健康福祉課の岡田麻里子さんを委嘱して委員として動いていただいておりますが、先ほど申し上げましたように課内の人事異動のため、森近夕紀さんを新たに委嘱したいと考えております。なお、任期につきまし

ては前任者の残任期間の令和4年10月27日から令和5年6月30日までです。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長           特別支援教育相談委員会委員は何か資格があるのですか。  
職務代理者

○大橋課長           4ページを見ていただけたらと思います。子供たちの状況等を踏まえて例えば介助が必要であるかとか、特別支援学級への入級が適切かと言うあたりの審議を行っていただく。そこを竹原市特別支援教育相談委員会と言います。その中の委員としては(1)から(7)にあるメンバーで構成しており、現在も岡田さんに今までも出席をしていただいて健康福祉課の立場から様々な御意見をいただいていたということです。同じ課の中の者が森近さんに担当していただくということなので、健康福祉課の中でのメンバーの変更ということになります。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長           はい。  
職務代理者

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○有田委員           はい。

○平田委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告・協議「広島県公立学校教職員人事異動方針について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本参事           報告・協議「広島県公立学校教職員人事異動方針について」でございます。まず、例年説明させていただいておりますが、県費負担教職員、学校

の先生方ですが、どのように人事異動の手続きがされているのかということをご説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に市町村教育委員会の内申という項目がございます。都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。第2項では、都道府県教育委員会は、内申が県費負担教職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする」と明記されております。県費負担教職員の任免その他の進退につきましては、各市町教育委員会が県教育委員会に内々に申し述べるということになっており、県教育委員会はその内申に基づいて転任等を行うものです。具体的な日程を申し上げますと、管理職人事については、例年2月上旬に、市教育委員会、これは教育長名で内申を作成いたしまして、県教育委員会に提出することになっております。県教育委員会は市教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退及び転任を行います。管理職以外の一般の教職員の人事異動についても同様に例年3月初め頃、市教育委員会が内申を作成し、県教育委員会に提出いたします。県教育委員会は市教育委員会の内申を受けて、県費負担教職員の任免その他の進退及び転任について、3月中旬に、各市町教育委員会に対して内示を行います。その内示を受けまして、直ちに各校長に内示を行い、校長は、その内示を受けて教職員本人に内示を行います。2月、3月辺りの動きになりますが、日程等につきましては教育委員会会議の中でお伝えできればと思います。教職員の異動につきましては新聞発表で一般に公表されますが、事前に人事の情報が外部に出してしまうと、広島県全体で人事の動きにストップをかけざるを得ない状況になります。併せて、例年お願いをしておりますが、新聞発表が行われるまでは、教育委員会会議の場に出てきます承認・報告の情報につきましては守秘義務の厳守をお願いいたします。以上が、教職員の人事異動等についての手続きの流れについての説明です。続きまして、議案書6ページにあります広島県公立学校教職員

人事異動方針について御説明いたします。この方針は、教職員の人材育成を積極的に推進するとともに、意欲を持ち特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校づくりに向け、全県的視野に立って計画的に適材を適所に配置し、人事の刷新を図る目的で、広島県教育委員会が示したものでございます。まずは、人事配置についてです。一点目は、広域人事の推進についてでございます。全県的な視野に立って適材を適所に配置する。とりわけ、同一市町に長期間在職する者の他市町への配置換を積極的に推進するとあります。二点目は、同一校在職期間の適正化についてです。同一校勤務10年以上の者は、特別の事情のない限り配置換をいたします。同一校勤務6年以上10年未満の者は、積極的に配置換をいたします。同一校勤務6年未満の者も配置換の対象としますが、短期間、一般的には同一校勤務3年未満での配置換は、原則として行わないとしております。三点目は、人事交流の推進についてです。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動、複数校兼務などを推進していきます。高等学校におきましては、課程間の人事交流も推進するとあります。とりわけ、小学校・中学校・義務教育学校間、中学校・義務教育学校・高等学校間及び特別支援学校・他校種間の計画的な人事交流を積極的に推進するとあります。また、国、他県、広島市の学校及び広島市以外の市立高等学校並びに行政機関との交流を積極的に推進するとあります。四点目は、新規採用教職員の計画的配置及び異動についてです。新規採用教職員につきましては、その基本的な資質と力量を培う観点に立って、計画的な配置を行います。また、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については、原則として他市町へ計画的に配置換するとあります。続いて、管理職人事について、御説明します。一点目は、管理職の任用と配置についてです。管理職は、教職経験の有無や年数にとらわれることなく、人物、識見、意欲、管理・指導能力、勤務成績等について長期的かつ総合的に評価し任用されます。また、各学校の状況や課題を踏まえて適材を適所に配置するた

め、広域にわたる人事異動を積極的に推進するとあります。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の校種間異動も推進しております。二点目は、女性の管理職任用についてです。管理職への女性の任用を積極的に推進するとあります。最後に、校長意見の尊重及び市町教育委員会との連携等についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえ、より一層適正な教職員の人事管理を進めるとともに、校長の意見を尊重し、市町教育委員会との緊密な連携のもとに、計画的に適材を適所に配置するとあります。以上の方針を踏まえ、適材適所という視点をもって県費負担教職員の人事異動を進めてまいりたいと考えております。なお、この方針につきましては、平成30年度から適用されているもので今年度も内容に変更はございません。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○平田委員

1 (3) アの他校種間の計画的な人事交流を積極的に推進するとありまして、(4) アもイも計画的など書いてありますが、これらが示す計画的などというのは具体的にはどういうことなの教えてください。

○富本参事

これまでの事例で言いますと、例えば中学校の教員が高等学校へ3年間という期間で、あるいは2年間という期間をもって交流人事をし、それぞれの学校の良さ、特性等を学び、そしてまた元の校種へ戻って、その学んだこと、経験したことを活かすということです。例えば中学校の教員が高校へ行ったら、そのままずっと高校の教員をするのではなくていずれまた元の校種に戻って経験したことを活かしていただくというもので、計画的にと書いています。

○竹下委員

教員の資格を取る時に、例えば小学校の教員とか中学校の教員ということで、大学でその学校の資格を取るんじゃないかと思うんですけど、小学校から中学校、中学校から高校へ異動する時に資格は関係ないのですか。

○富本参事

各教職員は教員免許状を持っています。比率ははっきりとは覚えていないのですが、小学校の教員であっても中学校の教員免許、あるいは高等学

校の教員免許，専門的な教科のものを持っている者もいますし，中学校の教員から言えば，例えば小学校の自分の専門教科の授業を行えるというようなことがあります。そういったところへもちろん免許を持っている者が計画的に交流するということはございますが，なかなか小学校の免許しかもっていない教員が中学校へ行ってということは考えられないと思いますので，基本的には免許を持った者，該当免許を持った者が候補者になると考えております。

○竹下委員            その場合，例えば小学校の資格しか持っていなかったらそういった計画的な異動の中には入れないということですよ。そうすると，積極的に中学校の資格も取りなさいといった指導があるんでしょうか。

○富本参事            小学校の教員につきましては，例えば義務教育学校に前期課程がございますので，前期課程への異動となればもちろん後期課程の中学生との接触ということはありません。もう一点，免許状は大学時代に自分の専攻というところになるんですが，その後に認定講習あるいは通信教育等で免許を取られる方もいらっしゃいます。小学校の教員に特に中学校の免許を取りに行きなさいと言うことはないんですが，例えば小学校の二種免許状を持っている者に対しては一種免許状を上位免許を取りに行くようにということをお勧めはします。ただ今後，義務教育学校等も増えていくと思いますし，やはり小学校，中学校の両方の教員免許を持っておくということも専門性を高めるという意味では必要かと思っております。

○竹下委員            小学校・中学校は義務教育学校だと一つの校内ですけど，例えば小学校から高校へ行くとなるとずいぶん違うと思いますが，小学校から高校へ計画的に配置換えされるようなこともあるんですか。

○富本参事            私の記憶の中では，小学校から高校へという異動はありません。現実的には小中，小義務という交流ではないかと思っております。

○高田教育長            ちょっと付け足しですけど，教員の場合は資格と言わずに免許と言います。資格というのは一定の条件をすすめるための資格を認定されるという

組織的なもので、小学校の免許状、中学校の免許状、我々のところで資格で言えば社会教育主事の資格とか、そういうものになりますので、言葉を整理させていただきます。

○有田委員 2（2）女性の管理職任用と書かれていますけれども、今現在の竹原市の女性の管理職の状況はどうなっているのですか。

○富本参事 校長につきましては、小学校で言いますと4名、中学校が義務教育学校も含めて1名という状況です。

○有田委員 積極的に推進するという部分に引っかかるところがあるんですけども、男女平等という観点からすると積極的に推進するっていう文章はないはずで、ただ、今は人数が少ないから増やしていこうという取組なんだと思います。特に女性の場合は妊娠・出産とライフスタイルに大きな変化があったり、高齢に近づいてくると介護が必要になってきたりと管理職になった時に、すごく負担がかかって大変なことも起こるんじゃないかなと思います。その部分を援助するようなシステムはあるのでしょうか。

○富本参事 こちらの項目については、委員さんおっしゃるとおりこれまでの管理職の男女比率から言うと男性が多い中で、積極的に女性の管理職を登用し、女性校長、女性教頭を増やしていこうということが一つ県の方針であるかと思います。出産については女性だけですが、今の流れとしましては産休育休関係も介護関係も男女関係なく使える制度が増えておりますので、そういった制度はもちろん使っていて、ただご指摘のとおり管理職については、例えば長期的な介護休暇が取れるかどうかというところはあるかかと思えます。そういった家庭の状況によって、躊躇される管理職候補者もおられるのではないかということはあるので、その辺は家庭の状況等をこちらでも把握しながら、制度的にフォローできるかどうかというところなのか、そして安心して管理職を務めていただけるような体制が県と連携しながらできるかどうか探っていくかと思っております。そういうところを含めて、積極的に女性の管理職が増えていけばい

いなと思っております。

○高田教育長

少し付け加えさせてもらおうと、去年のデータで小・中・高・特別支援学校の女性校長の割合が、広島県は全国で一番高いです。そういうことがある中で、おっしゃるように今の項目が不自然ではないか、必要ないのではないか、そもそも校長も教頭も適材適所であって、女性の比率をあげるといふことにとらわれてはいけないという議論もあるわけです。適材適所を前提としながら、女性が管理職になっていくために、社会の制度とか保障的のところとか整えていないなら、しっかり補完しながら誰もが持てる力を発揮できるような組織であるべきだと、そう考えた時にはまだ管理職の男女間の比率っていうのは差があるので、継続してそういうことも含めて取り組んでいくということだろうと思います。もう一つはガラスの天井の問題です。ガラスの天井があって女性がなかなかトップにいけないという社会的な問題も含めて取り組むというのがおそらく県の方針の中にあって、あえて、適材適所は前提としながらみんなが適材適所で力を発揮できることを目指そうということで、この一文が引き続き残っているんだろうと思います。

○西川委員

2点お聞きします。1 (3) 人事交流の推進について、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の本市の人事交流の現状を教えてくださいのと、もう一つ、学校運営協議会ができましたから、以前も話が出ましたが、学校運営協議会の方で、うちの中学校の部活動のブラスバンドの顧問の先生はすごく指導力があるから例えばもう6年7年いるけど、まだ異動してほしくないという意見が出た場合とか、教育力や生徒指導力において特化した能力があるから出してほしくないという御意見が出た時に、3 校長意見の尊重という中において、校長意見が学校運営協議会で出た意見において影響を受けるのか、その意見の採否については校長が最後決することになるのか2点、お願いします。

○富本参事

校種間の人事交流の現状についてですが、竹原市におきましては現在の

ところ校種間交流はありません。ただ、義務教育学校は本市に二校ありますので、本市の小学校から義務教育学校前期課程へ、本市の中学校から義務教育学校後期課程へということは通常の小学校・小学校、中学校・中学校の異動と同様に扱っております。それからコミュニティ・スクール、学校運営協議会として人事異動に関わる意見は、学校運営協議会の役割として大きなものがあるかと思えます。実際に意見を持ってこられる学校運営協議会もあります。しかしながら、それが最優先されるということではありません。人事異動はこの人事異動方針に沿って行いますし、校長の次年度の学校経営の構想をやはり最優先して考えます。もちろん学校運営協議会の意見を無視はしませんし尊重したいと考えておりますが、そちらだけで全てが動くということはありません。

○西川委員 現状、本市にはこういう交流がないということなんですけれども、それに対して、広島県教育委員会から竹原市はできてないんじゃないかとかやっってくださいという指摘や指導はあるのでしょうか。

○富本参事 校種間も含めて他市町との交流人事等についても、そういった候補者はいるかという問い合わせはありますし、この者についてはどうかということもありますが、やはり本市の学校経営を安定させるためには、本市に必要な教員であれば候補にはあげませんし、逆に教職員の今後の力量アップを図るため、また将来的に竹原市の教育にプラスの影響を与えると判断すれば、計画的に他市町あるいは他校種へ交流に出すということもあります。ただ、広島県教育委員会から必ず人事交流するよということはございません。

○高田教育長 校種間交流で、今はなくても最近の例があつたら紹介してください。

○富本参事 何年か前に竹原中学校の数学の教諭が竹原高校の数学の教諭として定期交流ということがございました。逆に竹原高校の保健体育の教員が竹原中学校へ2年間、交流できてまた竹原高校へ戻ったという事例があります。

○西川委員 本市は幼保小中がいろいろ一緒に勉強会をされたり、活発な動きがある

んですけど、それはこの人事交流には該当しないということですよ。

○富本参事            そうです。幼保と小の間での交流というのは非常に大切なものだと考えておりますが、この方針の中では扱っておりません。

○平田委員            再任用の管理職、一般職の先生方もいらっしゃると思うんですけど、この人事方針を見させていただくと一切再任用職員について書かれていないのですが、再任用の管理職、一般職の人事の話とこの人事の話はまた別ということですか。

○富本参事            再任用教員につきましては、別の要綱がございます。ただ、再任用につきましては、1年間の任用ということになりますので、長期的な在籍年数といったところは関係ないかと思えます。

○竹下委員            この人事交流という異動は何年かして戻るという計画的なものなんですけど、それと普通の異動とは別のものと考えていいんですか。

○富本参事            おっしゃるとおり計画的に交流する人事と一般的に他市町に異動する場合は別と考えています。結果的に他市町に異動された方がまた竹原に戻ってこられて勤務されることはありますが、それは計画的な交流ではありません。

○高田教育長          本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和4年第10回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和4年10月27日      午後2時00分閉会